

あずさ第一高等学校いじめ防止基本方針

第1 基本理念等について

- ・生徒が「いじめが絶対に許されない」と正しく認識すること、いじめへの対処を理解し、行動できる力を身につける
- ・いじめを受けた生徒、助けようとした生徒を保護するよう努める
- ・教職員と生徒が「いじめを放置しない」ことを可能にする環境を整え、適切に報告する
- ・いじめの定義は、法第2条第1項のとおりとする

第2 学校いじめ対策組織について

本校の職員会議、キャンパス長会議、生徒指導等をいじめ防止対策のための組織として位置付ける他、下記の臨時対策委員会を設けることができる。なお、必要に応じて外部専門家を活用する。

「臨時対策委員会」

- ① 委員長 校長1名
- ② 副委員長 副校長1名
- ③ 委員 キャンパス長、カウンセラー1名、他に必要に応じて理事1名

第3 いじめの未然防止について

- ・学級通信や保護者宛文書にて、いじめが許されないことを周知
- ・教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することがあることを念頭に置く
- ・暴力や暴言は特別指導の対象である
- ・一人ひとりを伸ばす「個性教育」を教育方針に置き、過度の競争意識やストレスが高まらないよう配慮

第4 いじめの早期発見について

- ・いじめに関するアンケートの実施
- ・全生徒に担任を置き、いじめ等、生徒の状況把握に努める
- ・生徒並びに保護者との三者面談もしくは生徒との二者面談を実施する
- ・授業中や昼休みなどにカウンセラーが巡回して人間関係を観察

第5 いじめの相談・通報について

- ・随時、カウンセリング予約を受け付けている
- ・各キャンパス所在地の専門機関や相談窓口を掲示
- ・いじめについて相談することや通報することは適切な行為であることを指導

第6 いじめを認知した場合の対応について

- ・特別指導の事実確認の流れの手順に沿って適切に事情聴取する
- ・各キャンパスから生徒指導主任→副校長→校長へ内容報告
- ・校長の判断で、必要に応じて臨時対策委員会を設ける
- ・校長の判断で、警察への通報などを検討

第7 指導について

- ・いじめ加害者への指導の観点から特別指導の対象に盛り込んでいる
- ・いじめ被害者生徒のケアにカウンセラーや担任が当たる

第8 重大事態への対処について

- ・重大事態とはいじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときである

(法及び国基本方針から要約)

- ・学校内及び千葉県学事課への報告、連絡
 - 発見者→担任→キャンパス長→生徒指導主任→副校長→校長
 - 校長→千葉県学事課
 ↓
 理事長

第9 公表、点検、評価等について

- ・あずさ第一高等学校いじめ防止基本方針を野田本校にて公表する
- ・毎年実施している学校評価アンケートに項目を設け、点検・評価する。